

新型コロナウイルス感染症に係る感染者へのサービス提供継続協力金

No	質問内容	回答
<b>(1) サービス提供継続支援事業（2）健康観察実施支援事業共通</b>		
1	感染者に対してサービスを継続するような事例が起こり得るのか。入院にはならないのか。	感染者は原則として入院である。ただし、入院調整等により、入院までに日数を要する場合があります。その間に、やむを得ず在宅生活を継続する必要がある場合にあっては、必要最低限のサービス提供や健康観察を要する場合もありうる。
2	従事者分の協力金の支給について、従事者個人で申請は可能か。	原則として、当該従事者の属する事業所の運営法人が、当人の委任を受け一括で申請することとしている。やむを得ず個人で申請をする必要がある場合は、個別にご相談されたい。
3	協力金に用途の指定はあるか。	特段の指定はない。
4	事業所向けの協力金の用途として、サービス従事者に対して市から本事業により市から給付される従事者向けの協力金とは別に、法人から慰労金を給付することは可能か。また、従事者向けの協力金の対象とならない従業員に慰労金を給付することは可能か。	いずれの場合も可能である。本事業の事業所向け協力金に、用途の指定はない。
5	感染者へのサービス提供を行った従事者に危険手当を支払い、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業」や「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業」による補助を受けた場合において、協力金の申請をすることは可能か。	可能である。本事業は、コロナ禍において相当程度心身に負担がかかる中、利用者の生活を維持するためにサービスを継続する事業所及び従事者に対して協力金を給付するものであり、他の補助事業による補助対象経費と重複するものではない。
6	事業所分の協力金の課税関係はどうか	事業所に支給する協力金の課税関係については、事業所得に区分され課税対象になると解している。
7	従事者分の協力金の課税関係はどうか。	従事者に支給する協力金の課税関係については、一時所得に区分され課税対象になると解している。従って、従事者において、年間の一時所得が協力金とあわせて50万円を超える場合においては、確定申告が必要であることに留意が必要である旨、従事者に周知願いたい。なお、例外として、緊急事態宣言の下において感染者へのサービス提供に従事したことに対して給付する協力金は非課税所得と解される。
8	法人が受領した従事者分の協力金を当人に支払う場合、源泉徴収をする必要があるのか。	従事者に支給する協力金は、市から従事者へ支払う協力金を法人が委任を受け受領したものであり、源泉徴収するものではない。兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金の取り扱いと同様に、給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないようご注意ください。
<b>(1) サービス提供継続支援事業</b>		
9	感染者に対するサービス提供を断ることはできないのか。	高齢者については施設に入所している方も含め、原則として入院とされている。また、入院調整の期間中等、やむを得ず自宅療養が必要とされる場合においても、事業所の運営体制等を勘案し、感染者へのサービス提供ができないことをもって、ただちに不当なサービス提供の拒否にあたるものではないが、利用者が生活を維持するために真に必要とするサービスの継続については、可能な限りにおいて協力をお願いしたい。
10	感染者に対して継続しなければいけないサービスはどのようなものを想定しているか	感染者へのサービス提供にあたっては、サービス担当者間等でサービス継続の必要性を再検討し、なお、生活に必要なサービスと認められるサービスに限り、訪問時間を可能な限り短くし、また濃厚接触者等とその他の利用者で担当職員を分けて対応を行うなど、感染機会を減らすための工夫を行う必要がある。感染者に対して継続しなければならないサービスを特定するものではないが、これらの観点から、例えば必要最低限の訪問介護などが想定される。
11	申請の際に、事前の相談が必要か。	本事業で協力金の対象とするためには原則として、あらかじめ、感染者に対してサービス提供を行うことを市に報告することを要し、また、サービス提供の際には感染防止対策を行いつつ、可能な限りにおいて利用者の健康チェック（安否確認、顔色、発汗、体温等の健康状態のチェック）を行い、市が求めた場合や、異変が認められる場合には速やかに市に報告いただく必要がある。もとより、感染者が発生した場合は速やかに市に報告いただくこととしているため、あわせてご相談いただきたい。
12	同一の事業所について協力金の支給は1度だけか。	本事業において、協力金は感染者へのサービス継続について、感染者1人あたり100,000円を支給するものであるため、支給は1度に限らない。ただし、施設系のサービス等において集団感染が発生した場合は、上限が定められており、集団感染の終息までは再申請できない。
13	介護施設や障害者支援施設等での感染の場合に再度の申請の基準となっている、集団感染の終息はどのように判断すればよいか。	原則として、施設職員も含む感染者の感染可能期間中（原則、発症の2日前から発症後10日間、無症状者においては検体採取日の2日前から採取後7日間）の最終暴露日から10日間、新たな感染者が発生しない場合、本事業においては集団感染の終息とみなし、その日以降に再度感染者が発生し、サービス提供した場合には再度の申請を可能とする。
14	感染者が退院する際に、退院時の支援として訪問介護を提供した場合、協力金の対象となるか。	ならない。本事業においては、利用者が感染者と認知した後もなお、無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目を降症状軽快後72時間経過するまでの期間も含む）のうち、入院までの期間にサービスを継続した場合に協力金を支給するものである。なお、退院基準を満たし退院をした者へのサービスを断ることは、サービス提供を拒否する正当な理由に該当しないことに留意すること。
15	協力金の対象とするサービス提供期間の定めはあるか。	原則として感染者が、無症状者であれば検体採取日から7日間、症状があるものについては発症した日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目を降症状軽快後72時間までの期間も含む）のうち、入院までのサービス提供を対象としている。ただし、症状の経過等により、サービスを継続していただく必要があるため、上記期間内に入院に至らない場合は生活支援課（0798-35-3130）に相談されたい。
16	感染者と判明する前にサービス提供をしていたが、協力金の対象となるか。	ならない。当該事業は、サービス提供事業所が、利用者が感染者と認知した後もなお、無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目を降症状軽快後72時間までの期間も含む）のうち、入院までの期間に生活に必要なサービスを確保するため、可能な限りにおいて感染防止対策を行い、サービスを提供することに対して協力金を支給するものである。

No	質問内容	回答
17	協力金の対象となるのは、無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目を以降症状軽快後72時間までの期間も含む）のうち、入院までの期間とされているが、例えば入院に至らなかった場合、対象期間はいつまでとなるのか。	無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目を以降症状軽快後72時間までの期間も含む）となる。例えば、2月3日に発症し、2月3日から10日の間に症状軽快後72時間経過した場合は、2月13日までとなる。一方、症状軽快したのが10日目を以降の場合は、軽快した時点から72時間経過した日までとなる。ただし、症状の経過等により、サービスを継続していただく必要があるため、上記期間内に入院に至らない場合は生活支援課（0798-35-3130）に相談されたい。
18	症状軽快とは。	症状軽快とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする」とされているが、個別具体的な症状軽快の判断は保健所や担当医師が行うものなので、事業所判断ではないことに留意すること。
19	感染者と判明したことによりサービスを見直した結果、なお、生活に必要なサービスとして訪問介護により、食事の買い物代行を行う場合であって、感染機会を減らす工夫として居宅に入らずに食料を渡した場合にあっても、協力金の対象となるか。	対象となる。本事業は、感染者に対して感染リスクがある中で、なお、利用者の生活に真に必要なサービスを継続すること等に対して、協力金を支給するものであるが、感染機会を減らす工夫として、結果として居宅内に入らなかった場合であっても、協力金の支給対象となる。ただし、サービスの提供にあたっては、利用者の感染防止対策を行いつつ、可能な限りにおいて利用者の健康チェック（安否確認、顔色、発汗、体温等の健康状態のチェック）を行っていただく必要がある。
20	介護施設等において感染者が発生した場合において、協力金の対象となる従事者の範囲は。	介護施設等において協力金の対象となる従事者の範囲については、感染者との接触を伴うサービスを提供した者、またはそれに準じる者を想定しており、原則として、感染者の居室内においてサービス提供をした者が対象となる。なお、感染者及びその他の入所者へのサービス提供にあたっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行うこと。
21	事業所の職員が感染者となった場合において、事業を継続した場合も協力金の対象となるか。	ならない。本事業は、感染者と判明している者に対して、なお、生活に必要なサービスを提供することに対する支援金である。
22	市外に居住する感染者へのサービスを継続した場合、協力金の対象となるか。西宮市が当該対象者の保険者（障害福祉の場合は支給決定権者）であった場合はどうか。	いずれの場合であっても、市外に居住する感染者へのサービス提供は協力金の対象とならない。本事業は市内に居住する感染者にサービスを継続する介護サービス事業所を支援することで、西宮市における安定的な介護サービス提供体制の維持を図るものであり、対象者の保険者は問わない。
23	市内に居住する他市保険者（障害福祉の場合は支給決定権者）の感染者に対してサービス提供をした場合であっても、協力金の対象となるか。	対象となる。本事業は市内に居住する感染者にサービスを継続する介護サービス事業所を支援することで、西宮市における安定的な介護サービス提供体制の維持を図るものであり、対象者の保険者は問わない。
24	施設入所支援や共同生活援助を利用している者が実家等への帰省中に陽性と判明した場合に、事業所での受け入れが困難な為、帰省先での実家で施設の職員がサービス提供を行った場合は対象となるか。	提供されたサービスが、新型コロナウイルスの臨時的な取り扱いにおける在宅サービスの提供に該当し、施設入所支援や共同生活援助の報酬として算定可能な場合には対象となる。なお、対象となるのは帰省先の実家等居宅でサービスを提供した場合であり、電話等による対応は報酬として算定可能な場合でも協力金の対象とはならない。
25	上記の施設入所支援や共同生活援助の利用者の帰省中のサービス提供については、実家等が西宮市内にある場合に限られるのか	お見込みの通り。なお、実家等が西宮市内であれば西宮市以外の自治体が支給決定権者である場合でも対象となる。
26	通所系サービス事業所であって、電話等での安否確認に切り替えた場合のサービス提供は協力金の対象となるか。	対象外である。本事業は、感染者に対して感染リスクがある中で、なお、利用者の生活の維持に必要なサービスを継続すること等に対して、協力金を支給するものである。
27	障害福祉サービスの通所系サービス事業所が居宅において居宅介護と同等のサービスを提供した場合は対象となるか。	障害福祉サービスの通所系サービス事業所が居宅において、居宅介護と同等のサービス提供を行った場合、生活に必要なと認められるサービスで在宅支援として報酬算定可能な場合は対象となる。提供されるサービスが在宅支援として算定可能な個別に判断をする為、ご相談されたい。
28	介護サービスの通所系サービス事業所が、居宅を訪問し、サービスを提供した場合は、対象となるか。	通所系サービス事業所が居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえてサービスを提供する場合、相応の介護報酬の算定が可能である。従って、この場合、当該サービスが感染判明後にサービス継続の必要性を再検討し、なお、生活に必要なと認められるサービスである場合、訪問系サービスと同様に協力金の対象となる。
29	移動支援事業所については、どのようなサービスを対象として想定しているか。	移動支援事業所については、感染者に対して、コロナウイルス感染症対策における移動支援の在宅支援として認められたサービスを提供した場合を想定している。
30	通所介護事業所において保険外の宿泊サービスを実施しており、やむを得ない事情により、感染発覚後も事業所において利用者を預かり、世話をしていた場合、協力金の対象となるか。	原則として、介護サービスを継続することに対する協力金としているが、真にやむを得ない事情により、介護報酬の算定が認められない支援を行う場合においては、個別にご相談されたい。
31	介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)において、指定特定施設入居者生活介護を利用していない入居者が感染者となり、やむを得ない事情により、入院までの期間に当該老人ホームが保険外サービスを実施した場合は、協力金の対象となるのか。	老人ホームの保険外サービスの提供は、協力金の対象となりません。
32	障害者支援施設等での集団感染の場合の協力金について、施設で建物別棟である場合やグループホームでホームが点在している場合（Aホーム・Bホーム等）に、それぞれで複数の感染者が発生した場合は建物毎に本事業の対象となるのか。	本事業の対象は事業所指定毎としており、建物が複数存在している場合でも1事業所として指定されている場合には、協力金は1事業所として取り扱うことになる。
33	1人の従事者が1日に複数の感染者に対して、サービス提供を行った場合であっても、1日あたりの従事者向けの協力金の額は10,000円か。	お見込みのとおり。従事者向け協力金の額は、サービス提供した人数・回数に関わらず、従事者1人につき一律で1日10,000円である。
34	介護施設等で同一事業所で複数の感染者が発生した場合においては、事業所向けの協力金の上限が定められているが、従事者向けの協力金にも上限があるか	従事者向けの協力金については上限は定めていない。
<b>(2) 健康観察実施支援事業共通</b>		
35	市からの依頼なしに健康観察を実施した場合は対象となるのか。	市から依頼した者に対して、健康観察を実施した場合がたいしょうとなるため、当該事例は対象とならない。

No	質問内容	回答
36	市の依頼はどうやってされるのか。	感染の報告を受けた際に、当該感染者が健康観察の必要性があると判断された場合、市から当該感染者の居宅介護支援事業所または計画相談支援事業所に実施可能か依頼する。
37	市の依頼を断ることはできないのか。	あくまで市からの協力依頼であり、事業所運営等に支障が出る等の理由で断わらざるを得ない場合も想定されるが、可能な限りにおいて協力をお願いしたい。
38	同一の事業所について協力金の支給は1度だけか。	本事業において、協力金は感染者へのサービス継続について、感染者1人あたり100,000円を支給するものであるため、支給は1度に限らない。
39	協力金の対象とするサービス提供期間の定めはあるか。	原則として感染者が、無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症した日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目以降症状軽快後72時間までの期間も含む）のうち、市の依頼日から入院までのサービス提供を対象としている。ただし、症状の経過等により、サービスを継続していただく必要があるため、上記期間内に入院に至らない場合は生活支援課（0798-35-3130）に相談されたい。
40	協力金の対象となるのは、無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目以降症状軽快後72時間までの期間も含む）のうち、入院までの期間とされているが、例えば入院に至らなかった場合、対象期間はいつまでとなるのか。	無症状者については検体採取日から7日間、症状があるものについては発症日から10日間（10日間を過ぎてなお、症状が軽快しない場合においては、10日目以降症状軽快後72時間までの期間も含む）となる。例えば、2月3日に発症し、2月3日から10日の間に症状軽快後72時間経過した場合は、2月13日までとなる。一方、症状軽快したのが10日目以降の場合は、軽快した時点から72時間経過した日までとなる。ただし、症状の経過等により、サービスを継続していただく必要があるため、上記期間内に入院に至らない場合は生活支援課（0798-35-3130）に相談されたい。
41	依頼もなく症状軽快した場合でも、健康観察を継続しなければならぬのか。	上記の保健所等の回答にあわせて、記載します。発症日から10日間のうち、入院に至らない期間については、健康観察を継続していただきたい。
42	症状軽快とは。	症状軽快とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする」とされているが、個別具体的な症状軽快の判断は保健所や担当医師が行うものなので、事業所判断ではないことに留意すること。
43	健康観察とはどのようなことを行えば良いのか。	市から依頼する際に添付する健康観察票（別添）の内容を確認を行っていただきたい。
44	健康観察の頻度はどれくらい行えばよいのか。	1日2回行っていただきたい。
45	健康観察の方法はどのようにしたら良いのか。電話でも良いのか。	訪問により、確認していただくのが原則だが、健康観察票の内容が確認可能と判断された場合は、電話等による確認でも差し支えない。
46	健康観察の方法として、例えば、初回確認時は訪問し、その後数回は電話による確認を行い、その後また訪問して確認する等でも対応しても良いか。	対象者の状況に応じ、柔軟に対応していただいて差し支えない。
47	健康観察をしていけばよいのか。毎日報告は必要か。	別紙「健康観察票をFAX（生活支援課：0798-35-5304）又はmail(seikatsushien@nishi.or.jp)にて報告されたい。
48	健康観察を行い、症状が急変している場合は、どのようにすれば良いのか。	平日の9時～19時、土日祝日の9時～17時の間は新型コロナウイルス感染症電話相談窓口（0798-26-2240）に連絡し、相談していただきたい。上記以外の時間帯は0798-35-3151に連絡していただきたい。
49	市より健康観察の依頼を受けた居宅介護支援事業所または計画相談支援事業所が、健康観察の為、利用者宅へ訪問する際に、食事を届ける場合は、「(1)サービス提供継続支援事業」及び「(2)健康観察実施支援事業」のいずれも申請することは可能か。	不可。併給できない為、いずれか一方の事業のみ申請となる。当該事例の場合は「(2)健康観察実施支援事業」を申請されたい。